

平成26年度

江差町教育委員会に関する事務の管理・執行
状況の点検・評価報告書

平成28年2月

江 差 町 教 育 委 員 会

教育委員会における教育行政に関する事務の管理・執行の状況の 点検・評価並びに町議会への報告と町民への公表について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）の一部改正により、平成20年より教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表することとされました。

点検及び評価を行うに当たっては、「教育に関する学識経験を有する方の知見の活用を図る」ものとされ、点検・評価の具体的な項目や指標については、国で項目等は定めず、各教育委員会が実情を踏まえて決定し、議会や地域住民の指摘を受けて改善していくこととなります。

江差町教育委員会は、地教行法に基づき、効果的な教育行政の推進を図るとともに、町民の皆さまへの説明責任を果たすため、江差町教育推進計画「江差の教育を進めるために」（平成23～27年度）を基本にした「平成26年度教育行政執行方針」に定める基本方針及び重点目標の主な施策・事業を始めとする全ての事業について、点検及び評価を行い、教育に関し学識経験を有する方々による「江差町教育委員会外部評価委員会」を設置し、同委員会から様々なご意見、ご指導をいただき、「平成26年度教育委員会の主な事務の管理及び執行状況についての点検及び評価」として報告書にまとめたものです。

平成28年2月

江差町教育委員会

1. 点検・評価の義務付け

(点検・評価の義務付け)

- ・ 教育委員会は、毎年、学識経験を有する者の知見も活用しながら、自らの事務の管理・執行の状況について点検・評価を行い、その結果を議会に報告するとともに、町民に公表することが義務付けられました。※【地教行法第27条】

(教育委員会の対応)

- ・ これを受け、江差町教育委員会としては、前年度の活動状況について点検・評価を開始し、評価の実施に当たり、町内の有識者5名で構成される「江差町教育委員会外部評価委員会」から広く意見を聴取しました。(委員会設置要綱 別添)

※委嘱した外部評価委員

委員長	松崎 仁	(学校教育関係者)	:	江差北小中学校評議員)
副委員長	若浜 崇	(学校教育関係者)	:	元江差中学校PTA会長)
委員	山端 正美	(学校教育関係者)	:	元南が丘小学校PTA会長)
委員	田畑奈央子	(社会教育関係者)	:	文化協会)
委員	田畑千鶴子	(社会教育関係者)	:	民生児童委員)

○会議開催月日	第1回	平成27年12月11日
	第2回	平成28年 1月13日
	第3回	平成28年 2月17日

2. 点検・評価の対象及び方法

(対象)

- ・ 江差町教育委員会が所管する事務事業（総務係、学校教育係、社会教育係、地域文化係、図書館係）すべてにおいて点検・評価の対象としました。

(方法)

- ・ それぞれの係が担当している事務事業ごとに施策評価シートを江差町教育推進計画「江差の教育を進めるために」（平成23～27年度）と連携する形で作成

評価シート内容

- ・ 事業の内容、対象
- ・ 事業コスト（決算額）
- ・ 事業の評価 ①**必要性**～現在の町民ニーズや社会経済情勢に照らして、事業の必要性があるかどうか、状況の変化に対応しているかどうか。
②**経済・効率性**～事業のコストがかかりすぎていないか、最小の経費で最大の効果を発揮しているか、無駄がないかなど、経済性の面

から評価。また、事務作業に無駄がないか、更なる効率化が図られないかを評価

③目的達成度～目的の達成度を評価

- ・評価 ～ 全体的な評価と課題
- ・事業の方向性 ～ 評価結果を踏まえて、今後どのように事業を進めるかの選択
- ・外部評価委員会の意見 ～ 客観的視点からの意見、助言

(参考資料等)

- 1) 平成26年度決算監査関係資料（平成26年度各会計歳入歳出決算書（関係部分抜粋）、平成26年度各会計決算に係る主要施策の成果説明書（関係部分抜粋））
議会決算委員会・監査委員会の意見
- 2) 江差町教育推進計画（江差の教育を進めるために）（平成23～27年度）
- 3) 平成26年度教育行政執行方針
- 4) 個別施策評価シート補助資料

3. 点検・評価の活用方法

外部評価委員会の評価と意見及び住民の要望意見並びに教育委員会の自己評価・課題などについて、教育委員会は、今後の事務事業や教育推進計画に反映させるよう努めるものとする。

※ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第27条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第3項の規定により事務職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は前条の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

江差町教育委員会外部評価委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、江差町教育委員会外部評価委員会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置及び目的)

第2条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第27条第1項及び第2項に基づく江差町教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「評価等」という。）に関し、効率的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たし、その客観性の確保を図るための意見を求めるため、江差町教育委員会外部評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事務)

第3条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 教育委員会が行った評価等の結果について、専門的視点から意見を述べること。
- (2) 教育委員会が行う評価等の手法並びに事務・事業の改善又は充実策について意見を述べること。
- (3) 前2号に掲げる事項について取りまとめた結果を教育委員会に報告すること。

(組 織)

第4条 委員会は、委員5人以内で組織する。

- 2 委員は、教育に識見を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。
- 3 委員の任期は2年とする。
- 4 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

- 4 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する者をもって充てる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 委員会の会議は、委員長が召集し、会議の議長となる。ただし、最初に行われる会議は、教育委員会教育長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 委員会の会議は、公開できるものとする。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課総務係において処理する。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

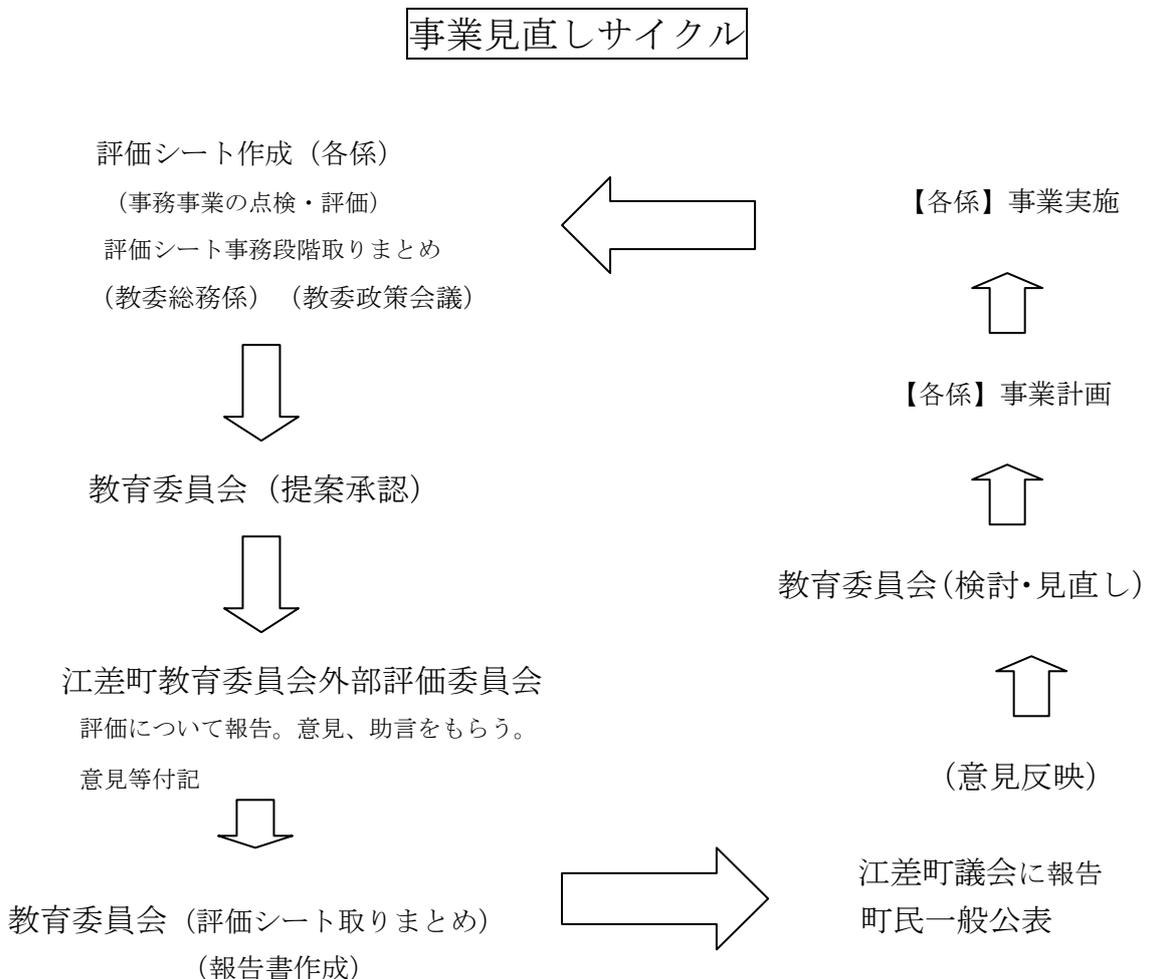
この要綱は、平成21年3月1日から施行する。

●江差町教育委員会の点検・評価の流れ(概要図)

評価は各事業などについて、所管係が評価シートを作成することから始まり、教育委員会による評価を行います。この評価内容について、町民や学識経験者で構成された「江差町教育委員会外部評価委員会」にて評価内容の客観性の検証と改善に対する意見、助言等をいただくこととしています。

この外部評価を含めて、教育委員会として報告書を作成し、議会へ報告するとともに公表します。

また、公表により町民のみなさんからいただく意見、要望も参考にして、今後の事業計画策定に反映し、これらのサイクルを毎年繰り返すことにより、事業の改善を進め、町民の目線に立った教育行政の運営に努めます。



■外部評価委員会の総合意見

点検・評価の総合意見は、江差町教育委員会の平成26年度事業の全てについて、教育長を始め教育委員会学校教育課・社会教育課職員から説明を受け、外部評価委員会内部での質疑・議論の上、取りまとめたものです。

細分野の個別意見については、施策評価シート毎に記載してあります。

平成26年度におきましては、江差町教育推進計画「江差の教育を進めるために」の4年目に当たり、外部評価委員会として各種事業が計画的に推進されることを確認できたことは、大変喜ばしいものと考えます。

江差町の財政状況を見ると、平成22年度決算において実質公債費比率が25%を下回り、早期健全化団体からの脱却が図られ、平成26年度決算では前年度より0.7%減の14.9%となり、財政の健全化が着実に進んでおりますが、全国・全道の水準から見ると依然として高い水準にあることには変わりなく、実質公債費比率が再び18%以上とならないよう留意し、慢心することなく不断の行財政の見直しを行うことが必要とされております。

このような状況の中で、「必要性」、「経済性・効率性」にあつては、財政状況が反映され全事業ともしっかりとした視点と状況把握の上に取り進められており、町民にとっていずれも必要とされている事業であるとともに、経済性・効率性にあつても置かれている環境の中においては、成果が得られたものと考えます。

「目的達成度」については、創意工夫しながら実施しているところではありますが、一部の事業については前進していないものも見られることから事業ごとに課題を整理し、より良い方向への検討を進め、内容の充実を図ることを望んでおります。

また、従来からの教育委員会主導型の事業から、地域・町民の力を借りながら連携して実施していく事業への取組みも更に検討を進めて下さい。

以下、分野別には、特に平成26年度教育行政執行方針に着目しながらその評価について意見を述べることにします。

学校教育について

学校教育において特に評価する点は、児童生徒にとって安全で安心な教育環境の確保の面から、学校整備が計画的に進められていることであります。

江差中学校の改築整備につきましては、平成26年11月には校舎と体育館が完成し、平成27年1月より新校舎の供用を開始したことは喜ばしい限りであります。

また、各学校の維持・管理のための各種修繕事業が実施されており、今後とも計画的に整備が図られるよう努力するとともに、スクールバス運行に関し、今後、貸切バス運行料金の制度改正に伴う大幅な増額が見込まれることから、運行料金の軽減を図るよう模索していただきたい。

本町における小中学校教育の基本は、次代を担う子ども達に基礎的・基本的な知識技能を確実に習得させ、これらを活用して主体的に判断・行動・課題解決できる「生きる力」の育成に努め人格の形成を図ることであり、併せて、江差の特色を生かした教育活動として、「ふるさと江差に心の向く教育」の推進を大きなテーマとしており、今後とも計画に沿った取組みの充実が図られるよう努力して下さい。

ふるさと教育につきましては、「ふるさと江差」に愛着と誇りを持った子どもを育てるため、江差追分や郷土芸能を学習活動に組み入れるほか、小中学校9年間で町の文化財施設の見学や歴史を学び、江差町の子どもたちが自信と誇りを心に刻む歴史や文化を育む「ふるさと教育」の推進に努めていることを高く評価します。

学力の向上につきましては、基礎学力の保障は学校・教育委員会の大きな責務と認識していることから、道教委が進める「学力向上に関する総合実践事業」に取り組むほか、「江差町基礎学力向上対策会議」を開催し、学力の定着を図っていることを評価します。今後も教職員の専門性や指導力を高め、指導法の工夫改善を図るとともに、家庭における学習習慣や生活習慣も、家庭と連携し強化させることを望んでいます。

特別支援教育につきましては、通常学級において特別に支援を要する児童生徒が増加傾向にあることから、各学校の状況を踏まえ、特別支援教育支援員の増員についても検討すること。併せて、円滑な学校・学級運営が行えるよう一層の充実を図るほか、幼保小中及び町保健師との情報交換を密にするなど連携の強化を期待します。

英語教育につきましては、現在の小学校5・6年生から3・4年生に前倒して、英語教育を教科化するという内容であることに加え、国際的な視野を養う意味からも、ALTを活用しての英語教育の更なる充実が図られるよう配置を検討すること。

特色ある教育活動については、江差北小・中学校での小中一貫教育では、「教育目標の統一」が行われ、次年度には「PTAの統合」への動きがある中で、具体的な形として着実に成果が上がっており、今後も地域への発信がなされるよう更なる推進を図ることに加え、江差中学校区3校における連携事業としての「トライアングルサポート」が、義務教育9年間で子どもを育てる目的に向け連携協力し、小中の教師が同じ意識で取組みされるよう望んでおります。こ

れら完成形がない中での小中一貫教育ですが、より良い江差型の小中一貫教育を創出していくために一層の充実を図っていただきたい。

生徒指導につきましては、複雑化する社会の中で、インターネットや携帯電話による現代の「いじめ」のほか、増加傾向にある不登校など、様々な課題が指摘されている中、「江差町いじめ防止基本方針」、各学校においても「いじめ基本方針」を策定したことは評価します。いじめ・不登校などの問題は、いづれどこでも起き得ることであり、できるだけ起こさせない日常的な未然防止対策には、早期発見・早期対応が急務であり、なお一層「いじめ防止」に努めること。

最後に、平成27年度からスタートする「教育委員会制度」の改正に伴い、新たな責任者としての教育長であること、総合教育会議を設置すること、大綱を策定すること等々が明記されたことから、新制度への移行がスムーズに行われるよう期待しています。

社会教育・スポーツ振興について

社会教育は、平成23年度に作成した「江差町教育推進計画」のテーマである「ふるさと江差に心の向く教育の推進」に基づいて、一年間事業展開してきたことは高く評価します。

特に江差の宝と言われる江差追分を児童生徒に触れさせる機会として、町内すべての小中学校へ指導者を派遣し、江差追分が生まれた背景などと合わせて実施している歌唱指導は、江差ならではのものであり是非今後においても継続すべき事業といえます。

他にも将来を担う子ども達を対象とし海や山といった地域資源に触れさせる事業や川釣りなどの親子参加型事業など、江差の地域の特色を活かし、生きる力を育むあるいは親子の絆を高める事業の展開については、更なる事業展開を期待するものです。

また、青少年を取り巻く環境に配慮した事業として、平成26年度から全町的に実施している「子ども110番の家」ステッカー掲示運動は、地域全体で子どもたちの安心安全対策を高めるために効果的と評価します。加えて試験的に文化会館を活用して実施した「子どもの居場所づくり」事業は正に現代社会において期待される活動であり、更なる事業展開を望みます。

体育・スポーツが果たす役割は住民の健康増進や自己開発、住民同士のコミュニケーションを高める等幅広く、スポーツ団体や少年団との連携や支援は見られるものの、個人であっても運動する機会づくりを増やす等の努力を願いま

す。

また各スポーツ施設は経年劣化が進んでおり、利用者が安心安全に利用できる計画的な修繕を進めるとともに、利用促進に向け更なる努力を望みます。

芸術文化活動及び図書館活動について

地域を基盤とする芸術文化活動は、住民の心を豊かにするとともに連帯感や地域への帰属感を培っていくことが期待され、豊かなコミュニケーションを通じたまちづくりにも大きな効果をもたらします。

42団体3個人が加盟している江差町文化協会のサポートとして、町民文化祭や住民ギャラリーなどは「活動」する側だけでなく会場に足を運ぶ多くの住民にとって大切な機会であり、支援体制を評価しつつも、各団体・個人の事業が結びつき今以上に活性化するような工夫を望みます。

次に、文化財の活用と保存伝承に関してですが、平成27年度から策定作業を進めている「江差町歴史文化基本構想」は北海道内でも有数の歴史的・文化的な資源を誇る江差として大切な施策です。町内外の多くの方々から声を集め、先人から引き継いだ有形無形の資源をしっかりと後世に残せるような充実した構想を完成させ、着実に計画的な事業につなげることを願います。

図書館は、幼児から高齢者まで幅広い層に対して行政サービスを行うことができる機能を有し、住民が文化的でうるおいのある生活を営むうえで大切な施設です。

住民が利用しやすい環境づくりに取り組み、また独自の企画展で来館者の増加を図る努力は評価します。今後は更なる利用者増を目指し新刊購入や資料整備を進めるとともに、図書館が今以上に利用しやすい仕掛けづくりとして、情報端末で蔵書されている図書を検索・予約できるサービスや働く年齢層が図書館を利用しやすい開館体制についての検討に加え、移動図書館車の活用促進が望まれます。

最後に江差町教育委員会は、活動の活性化に向けて積極的な取り組みを継続していると言えます。

今後とも各事業に対して点検、評価を実施して、たゆまぬ教育行政の見直しを図ると共に、これまで以上の地域の実情にあった取り組みにより、更なる「教育の質の向上」を望みます。

■外部評価委員会の個別意見

外部評価委員会の個別評価・意見については、施策評価シート毎に記載

施設評価シート目次

学校教育課

教育委員会に係る事務	No. 1
教育委員会事務局に係る事務	No. 2
小学校整備、教職員住宅管理、スクールバス運行事務	No. 3
小学校教育に関する学校運営及び施設管理	No. 4
小学校の教育振興に係る事務	No. 5
中学校整備、スクールバスの運行事務	No. 6
中学校教育に関する学校運営及び施設管理	No. 7
中学校の教育振興に係る事務	No. 8
幼稚園に係る運営管理、事務	No. 9
奨学金の貸付事務	No.10

社会教育課

江差の特色を生かした青少年、家庭教育の充実・青少年健全育成のための安全安心な環境整備・親子の絆を深める子育て支援の充実	No. 1 1
現代的課題に対する学習活動の拡充・地域住民が支えあい学びあう地域活動への参加	No. 1 2
資料収集、提供・全域サービス、すべての世代への読書推進	No. 1 3
芸術文化活動に対する支援・芸術文化に親しむ機会の拡充及び文化会館の利用促進・芸術文化環境の整備充実	No. 1 4
ふるさとの資料を集める・ふるさとについて調べる・ふるさとについて発信する	No. 1 5
生涯スポーツの推進・生涯スポーツの環境整備、充実	No. 1 6